

## 財産の取得について

燕・弥彦総合事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第20号）第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和8年5月15日 提出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 佐野大輔

## 記

財産の種類	動産（救急用資機材 分水救急2号車）
取得価格	一金 18,788,000円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,708,000円）
取得の相手方	新潟県長岡市石動南町8番地1 株式会社悠久堂医科器械店 代表取締役 加瀬宗一郎